

アンケートに寄せられた質問

Q 菅前官房長官が各省庁に指示された、とのことでしたが、どのような省庁がかかわっているのでしょうか。

A 全ての関係する省庁が関わっています。
内閣官房、総務省消防庁、警察庁、国土交通省、厚生労働省、防衛省、法務省です。

Q 厚労省では研究班ができて、現存状況の把握のためのアンケート調査が始まりましたが、その後、提供された資料はどのような形でアーカイブ化されるのでしょうか。またそれは、各省庁毎にアーカイブ化されるのでしょうか。

A 本研究班では被害者の診療、救助、救出に関わる厚生労働省の範囲の情報のアーカイブ化を目指しています。従って、他省庁のアーカイブに関しては、研究の範囲を超えており、責任を持った回答は出来かねますが、厚生労働省関連のアーカイブに関しては、まずは、資料の廃棄が進みつつあるので、これを阻止し、保存し、デジタル化しようと考えていますが、個人情報の取り扱いが議論のあるところで、それをふまえて、今後、アーカイブ化を考えてゆくことになろうかと思えます。

Q アーカイブ化する目的、場所、担当部署、活用用途、資料の公開範囲、公開する対象者、資料の利用の権限等は、どのようになるのでしょうか。

A これに関しては、議連の決議文に沿ったものになると思えます。目的は、散逸、廃棄されつつある診療、救助、救出に関わる資料を保全し、後世に残し、教訓を活用することにあります。公開範囲は個人情報保護に配慮し、広く公開されるものと思っていますが、場所や担当部署は、本研究班では中毒情報センターを考えていますが、個人情報保護の議論が確定するまでは、情報を所有する各機関にデジタル化した情報を保存していただくことになると思えます。

Q 関係機関が保存している資料を提供する場合、個人名、住所等の個人情報は削除されるとしても、提供する前に、そのような形で提供するという事実を当該個人の許可を得ることが前提になっていますか。

A 6千名以上の被害者に全て許可を得ることは理想的ですが、予算規模にもよりますが、かなりの困難が予測されます。これに代わって個人名、住所等の個人情報を削除して匿名化の作業を行うことでしかできないと思えますが、6千名以上の被害

者に全て許可を得ることを前提とすると、アーカイブ化はまずもって実現できることは困難だろうと思われます。唯一現実的なのは、オーラル・ヒストリーで、事件に対応した初動対応要員（警察、消防、医療等）、関係者（マスコミ、分析関係者、裁判関係者、保健所関係者、地下鉄事業者等）に1-2時間のインタビューを行い、20-30年後に公開の条件で、後世に残したい教訓を語っていただくのであれば、語っていただく方の承諾が得られれば、貴重な資料となりえるので、既に関係者の高齢化の進むなか、今始めることは意義があることと思っております。

Q アーカイブ化の窓口と、誰もがそこに問い合わせて、進捗状況などを丁寧に説明いただくことができるようになっていきますか。

A 現段階でそこまでの検討は進んでおりません。すべては、予算ありきで専門の人員を配置できるかが決まります。

Q 現段階では、まず資料が有るかどうかの調査だと思いますが、提供する側からすると、提供した後どうなるのかわからないと、ご協力しにくいように思います。

A ご意見ありがとうございます。まだ本研究班は、アーカイブ化の可能性を探る段階で、その前に、日々廃棄されつつある資料を如何に確保し、保存するかです。今の段階では、6千名以上の被害者に全て許可を得ることを前提とすべきと言うご意見がある以上、それぞれ情報を所有する機関でデジタル化して保存していただくところまでが精一杯で、とてもアーカイブ化までは厳しいと思っております。一次資料さえ残っていれば、100年後、200年後にでも活用の道は開けるものと思っております。